

とっとり出会いの森展示館改修業務仕様書

1 業務の名称

とっとり出会いの森展示館改修業務（以下「本業務」という。）

2 履行場所

とっとり出会いの森 展示館（鳥取市桂見293）

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務の目的

老朽化した展示館の内装を改修し、展示パネルのリニューアル、座学・体験等の多目的利用スペースの確保等により、自然学習施設としての機能改善・充足を図る。

5 業務内容

（1）入口看板等の撤去・更新（別紙1参照）

- ・老朽化した入口看板と装飾を撤去し、新たなデザインのものに更新する。

ア 既存の入口看板及び装飾の撤去・処分

- ・撤去作業の際は、展示館に損傷を与えないよう十分注意して作業すること。
- ・万一損傷を与えた場合は責任を持って復旧すること。
- ・処分に際しては、7 業務に伴う廃棄物の処理等 に留意すること。

イ 入口看板及び装飾の更新

- ・入口看板及び装飾等の材料、デザイン、取付位置は、事前に発注者と協議し承認を得ること。
- ・来園者の目に留まり、立ち寄りやすい施設となるようデザインを工夫すること。
- ・看板には施設内の様子がわかるよう、展示内容等を記載すること。

（2）円柱ジオラマの撤去・処分（別紙2参照）

- ・学习や工作など多目的利用の場としてのスペースを確保するため、中央に位置する円柱ジオラマを撤去・処分する。
- ・撤去作業の際は、展示館に損傷を与えないよう十分注意して作業すること。
- ・万一損傷を与えた場合は責任を持って復旧すること。
- ・処分に際しては、7 業務に伴う廃棄物の処理等 に留意すること。

（3）展示物の改修（別紙3参照）

ア 標本台の改修

- ・標本の収蔵スペースを確保するため、標本台を標本箱が収納できる引出式に改修する。

イ 展示パネルの更新

- ・長年の展示により劣化・陳腐化した展示パネルを更新する。
- ・更新後の展示パネルのサイズは、原則現物の展示パネルと同サイズ（A1程度）とするここと。サイズを変更する場合は、発注者と事前協議し承諾を得ること。
- ・更新後の展示パネルに掲載する情報は、現物の展示パネルの情報を基本的には踏襲するが、来園者がより理解しやすい内容・デザインに再構築すること。
- ・展示パネルの内容・デザインについては、発注者と事前協議し承認を得ること。

(4) 間接照明の LED 化（別紙4 参照）

- ・標本等展示物の劣化を防ぐため、蛍光灯から紫外線量の少ない LED に取り替える。
- ・展示物の観賞に適切な照度を確保すること。
- ・交換する照明機材及び照度については、事前に発注者に協議し承認を得ること。

6 実施計画の策定

受注者は本業務の実施に当たっては、次の内容を含む実施計画書を作成し、速やかに提出すること。

- (1) 作業工程表
- (2) 実施体制
- (3) 実施責任者の氏名及び連絡先
- (4) その他発注者が提出を求めた書類

7 業務に伴う廃棄物の処理等

- (1) 本業務にあたり交換する等により外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (2) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- (3) 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、法令を遵守し、適正に廃棄すること。
- (4) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた法律等を遵守して、適切に処理すること。

8 本業務の実施にあたっての留意事項

- (1) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (2) 仕様書に定められた業務内容の遂行に当たって追加の費用が生じた場合においても原則として受注者の負担とする。
- (3) 本業務の経理を明確にするため、受注者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。
- (5) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遗漏なく行うこと。
- (6) 本業務を発注者の承認を受けないで再委託してはならない。また、次のいずれかに該当する場合は、発注者は再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (7) 受注者は、(6)の規定により第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (8) 個人情報の保護
 - ア 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。（特記事項掲載 URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/321755.htm>）
 - イ 受注者は、(6)の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受注者に対して特記事項を遵守させなければならない。
- (9) 受注者は、本業務を実施するに当たり、仕様書に記載されていない事項や課題等が発生した場合には、速やかに発注者に連絡すること。
- (10) 映像、掲示等で特許権、著作権等に関わるもの（出品作品画像等）を採用しようとする場合は、発注者と協議を行い、指示を受けるものとする。
- (11) 本業務の実施期間中、公園利用者の安全に十分配慮すること。
- (12) 本業務において必要となる電気、水道用水は利用場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めるものとする。
- (13) 本業務において、履行場所に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に取り扱うこと。
- (14) 本業務の実施において、作業員の安全に十分配慮すること。

- (15) 本業務の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火器の取り扱いには注意すること。
- (16) 業務完了に際して作業現場の後片付け及び清掃を行うこと。
- (17) その他、必要に応じて発注者と協議を行うこと。

9 完了報告及び検査

- (1) 本業務が完了したときは、令和8年3月27日までに、次の内容を含む完了報告書を発注者に提出すること。
 - ・業務内容及び記録写真（各業務における作業前・作業後の記録写真）
 - ・使用機材
 - ・その他発注者が指示するもの

※本業務により新たに制作した制作物（データ、イラスト、写真、文章、デザイン等）及び記録写真等については、デジタルデータをDVD等記録媒体でも提出すること。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知する。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

10 著作権

本業務により新たに制作した成果物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン、プログラム等）の著作権について、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める権利（著作権（財産権））は、発注者に譲渡するものとする。また、著作権法第18条から第20条に定める権利（著作者人格権）について、受注者は権利行使を放棄するものとする。

11 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

12 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

13 その他

本仕様書に定めのない事項において疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、これを定める。